

令和3年3月23日

第105回 神戸市個人情報保護審議会

神戸市民病院機構におけるマイナンバー
カード等を用いたオンライン資格確認
システムの導入について

(神戸市民病院機構)

神本部 第 530号
令和3年3月23日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕三 様

地方行政独立法人神戸市民病院機構
理事長 橋本 信夫



諮 問

神戸市個人情報保護条例第12条の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

神戸市民病院機構におけるマイナンバーカード等を用いた
オンライン資格確認システムの導入について

(条例第12条 「電子計算機の結合の制限」 について)

担当： 地方独立行政法人 神戸市民病院機構
法人本部経営企画室総務課・情報戦略課

神戸市民病院機構におけるマイナンバーカード等を用いた
オンライン資格確認システムの導入について
【 条例第 12 条 「電子計算機の結合の制限」 について 】

【オンライン資格確認システムのために電子計算機の結合を実施する情報項目】

・マイナンバーカード又は被保険者証による資格確認時

資格確認区分、資格確認日、資格確認照会用情報、保険者番号、被保険者証記号、被保険者証番号、被保険者証枝番、生年月日、限度額適用認定証提供同意フラグ、任意の識別子（医療機関固有項目）、処理結果状況、処理結果コード、処理結果メッセージ、資格有効性、資格確認結果、被保険者証区分、本人・家族の別、被保険者氏名、氏名、氏名（その他）、氏名カナ、氏名カナ（その他）、性別 1、性別 2、住所、郵便番号、被保険者証交付年月日、被保険者証有効開始年月日、被保険者証有効終了年月日、被保険者証一部負担金割合、未就学区分、資格喪失事由、保険者名称、高齢受給者証情報、高齢受給者証交付年月日、高齢受給者証有効開始年月日、高齢受給者証有効終了年月日、高齢受給者証一部負担金割合、限度額適用認定証関連情報、限度額適用認定証区分、限度額適用認定証適用区分、限度額適用認定証交付年月日、限度額適用認定証有効開始年月日、限度額適用認定証有効終了年月日、限度額適用認定証長期入院該当年月日、特定疾病療養受療証情報、特定疾病療養受療証認定疾病区分、特定疾病療養受療証認定疾病区分、特定疾病療養受療証有効開始年月日、特定疾病療養受療証有効期間年月日、特定疾病療養受療証自己負担限度額、照会番号

・薬剤情報

保険者番号、被保険者証記号、被保険者証番号、被保険者証枝番、カナ氏名、カナ氏名（その他）、氏名、氏名（その他）、生年月日、年齢、男女区分 1、男女区分 2、照会番号、処理結果区分（薬剤）、メッセージ ID、メッセージ内容、文字コード識別、診療年月、入外等の別、調剤機関毎連番、調剤機関区分、処方機関毎連番、処方箋発行機関区分、調剤日、処方箋発行日、診療識別等区分、用法コード、用法名称、特別指示、医薬品コード、薬剤名、成分名、単位、使用量、1 回用量、回数

・特定健診情報等

保険者番号、被保険者証記号、被保険者証番号、被保険者証枝番、カナ氏名、カナ氏名（その他）、氏名、氏名（その他）、生年月日、年齢、男女区分 1、男女区分 2、照会番号、処理結果区分（特定健診）、メッセージ ID、メッセージ内容、文字コード識別、実施年月日、項目コード、項目名、データ値、単位

神戸市民病院機構におけるマイナンバーカード等を用いた オンライン資格確認システムの導入について

1. 趣旨

厚生労働省から令和元年5月22日に交付された「医療保険制度の適正かつ効率的な運用を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第9号。）において、マイナンバーカードを健康保険証（国民健康保険被保険者証及び後期高齢者医療被保険者証を含む。以下同じ。）として利用できるようになり、厚生労働省がオンライン資格確認等システムを構築し、令和3年3月に「オンライン資格確認」が開始されることになった。

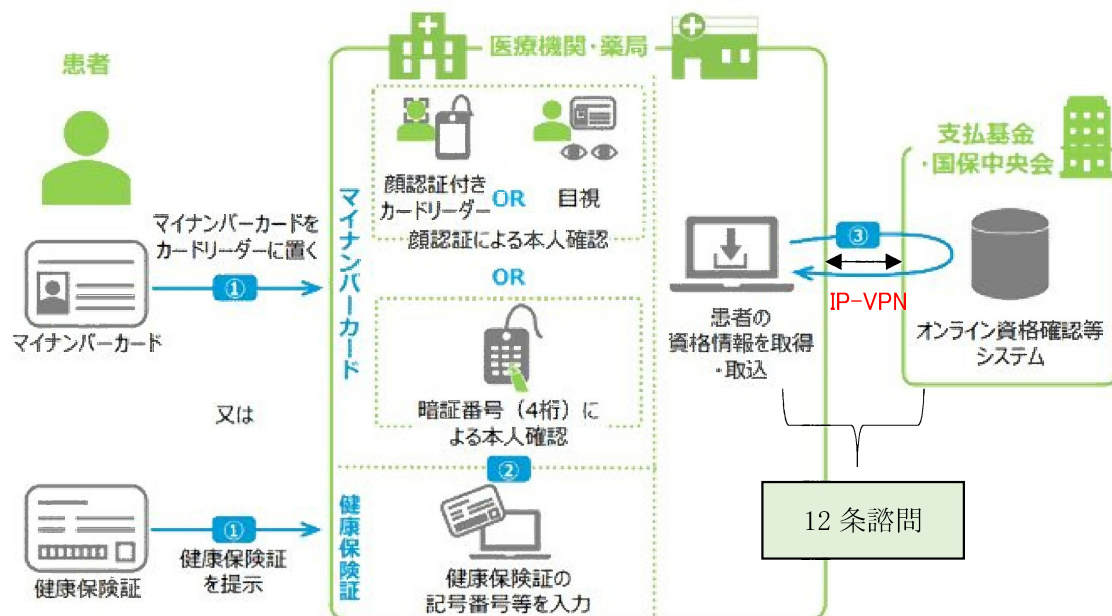
オンライン資格確認等システムの導入にあたり、機構が保有するシステムと支払基金・国保中央会が保有するオンライン資格確認等システムをオンラインで接続する。

オンライン資格確認が開始されることにより、マイナンバーカードの暗証番号入力や顔認証、健康保険証の記号番号等の入力により、オンラインで資格情報の確認が可能となる。

2. 概要

(1) 事務の流れ

オンライン資格確認の事務の流れは以下のとおりである。



1) 患者がマイナンバーカードを利用する場合

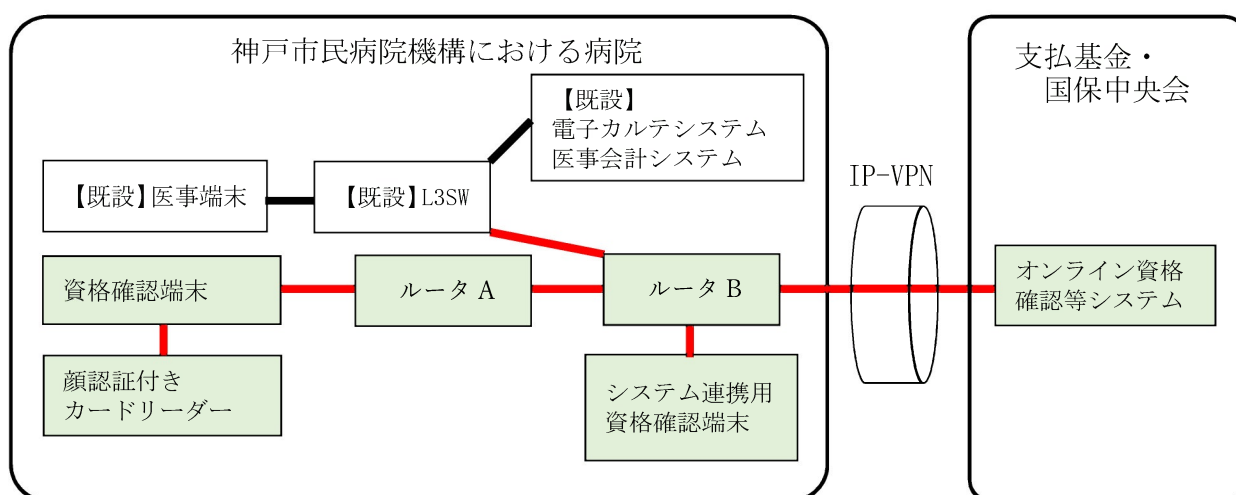
- ① 患者は院内に設置されたカードリーダーにマイナンバーカードをセットする。
- ② 患者はカードリーダーにおいて顔認証または暗証番号（4桁）による本人確認を行う。
- ③ 医療機関は患者の保険情報等をオンライン資格確認等システムに照会し、必要な患者の資格情報を取得・取込を行う。

2) 患者が健康保険証を利用する場合

- ① 患者は健康保険証を医療機関に提示する。
- ② 医療機関は患者の健康保険証の記号番号等を資格確認端末に入力する。
- ③ 医療機関は患者の保険情報等をオンライン資格確認等システムに照会し、必要な患者の資格情報を取得・取込を行う。

(2) 構築するシステムの構成図

オンライン資格確認システムにて構築するシステムの構成図は以下のとおりである。
なお、これは中央市民病院での構成例であるが、基本的に他の病院（西市民病院・西神戸医療センター、アイセンター病院）についても同様である。



注) 赤字、及び緑色ハッチングが今回構築するもの

図) システム構成図

- 1) 各医療機関における、資格確認端末等を含む医療情報システムと、外部のオンライン資格確認等システムとは、閉域 IP 網を利用した IP-VPN 方式とする。
- 2) また、IP-VPN 方式は、センターエンド型 (1 対 N 接続) のネットワークサービスを利用しており、エンド対エンド (医療機関間) での通信が不可になるよう制御されている。
- 3) 各医療機関で設置するルータ A においては、医事会計システムから資格確認端末への通信を許可し、資格確認端末から医事会計システムへの通信を拒否するためのステートフルインスペクション機能の有効化するしくみを構築する。
- 4) 各医療機関で設置するルータ B においては、ステートフルインスペクションの機能を有効化し、外部からのアクセスを制限するしくみを構築する。
- 5) 以上による他、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第 5 版」に準拠し、システムを構築する。

(3) 取扱う個人情報のデータの流れ

例として、マイナンバーカードを用いた顔認証を行って資格確認を行うデータの流れは別紙のとおりである。

3. 効果

「オンライン資格確認」の導入により、患者や医療者は以下のメリットを享受できることになる。

- (1) オンラインで資格を確認することにより、保健医療機関等の窓口で、直ちに資格確認ができるようになり、失効した健康保険証による過誤請求の減少が期待できる。
- (2) 顔写真入りのマイナンバーカードに搭載されている利用者証明用電子証明書を活用することで、保健医療機関等において診療時における被保険者の確実な本人確認が可能になる。
- (3) 患者が転職などで保険者が変わっても新しい保険者が資格情報を登録することで、新たな健康保険証の発行を待たずに保険医療機関等で受診できる。
- (4) オンライン資格確認等システムを通じて、患者本人の同意の下、医療機関・薬局において服薬履歴や特定健診情報の閲覧が可能となり、より多くの情報のもとに診療や服薬管理が可能となる。

4. 実施時期

令和3年3月末～

5. 想定件数

月に10件程度

(ただしマイナンバーカードの普及に伴い、件数は増加していくものと思われる。)

6. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「神戸市市民病院機構情報セキュリティポリシー」、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5版」及び「医療情報システムの運用管理規程」に準拠した対策を実施する。

(1) システム上の保護

- ① オンライン資格確認で利用する院外のネットワークはIP-VPN方式を利用する。
- ② オンライン資格確認等で導入する端末は、オンライン資格確認用電子証明書の設定を実施する。
- ③ 関連するシステムにはウィルス対策ソフトを装備してシステム内にウィルスの侵入を未然に防止する。
- ④ ウィルス対策ソフトは常に最新のパターンファイルに更新する。
- ⑤ 顔写真データ等の認証処理に関連するデータは、保持せず消去し、データの取り出しは不可の仕組みとし、また、操作ログを出力し、処理の証跡を残す。

(2) 運用上の保護

(ア) 受付け窓口の委託事業者について

- ①業務を委託する場合は、個人情報の保護及び情報セキュリティの遵守を定めた委託契約約款に基づき厳格に管理させる。
- ②遵守事項については定期的に監査し、個人情報を厳格に管理する。
- ③委託業務に従事する者が、知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用させないよう必要な措置を講じさせる。

(イ) 病院内の対策

- ①個人情報の適正な取り扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を定期・臨時で行うとともに、個人情報の適正管理について監査を毎年実施する。

図) マイナンバーカードを用いて顔認証を行う場合の主たるデータの流れ

